

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えんばわめんと堺の定款第18条に基づき、当法人の役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 この法人は役員等の職務執行の対価としての報酬は支給しない。

(費用)

第3条 この法人は、役員等がその職務の遂行に伴い発生する交通費について請求があったときは遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものは前もって支払うことができる。

- 2 役員等には、職務の遂行に伴い発生する交通費を支給することができる。
- 3 交通費は実費額とする。
- 4 役員員の通勤交通費は、その職務の実態に応じて支給することができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年 3月15日から施行する。